

第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 令和6年8月22日(木) 午前10時～11時30分

2 場 所 山梨県防災新館4階 410会議室

3 出席者

(委員)

浅野伸二、市村未央、小笠原恭子、鈴木勝利、仁科加代子、三浦洋美、
宮城隆、柳田正明、山西孝、山本和子、渡邊尚毅、渡邊秀昭 (五十音順)

(県側等)

福祉保健部長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、健康増進課、
子育て福祉課、自立支援協議会座長

(事務局)

障害福祉課

企画推進担当(2人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、

4 傍聴者等の数 3人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 福祉保健部長あいさつ
- (3) 会長選任
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 協議事項
「やまなし障害児・障害者プラン2021」の令和5年度末における進捗状況について
- (2) 報告事項
令和5年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について
- (3) その他

8 議事の概要

- (1) 協議事項『「やまなし障害児・障害者プラン2021」の令和5年度末における進捗状況について』

議題について、資料1により、事務局から説明があった後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

(委員)

令和5年度の数値目標の達成数について、いくつか質問させてください。

まず、資料1の1ページ目です。達成状況が80パーセント未満の施策一覧の箇所、項目No. 25の『障害者の差別に関する相談の数値』について、達成状況24.6パーセントで目標よりも低い結果となっておりますが、その状況に対してどのようなことが足りなかったのか、その背景が分かりません。

私たち聴覚障害者の場合は、社会生活を送る中での壁として、例えば音声で話すことができなったり、音が聞こえないというようなこともあり、聞こえない人に対する不安というか苦しみというか、そういうことを感じながら生活をしています。

私が最近経験したのは、電話リレーサービス*を利用して医療機関で受診予約を行おうとした際に、先方が同サービスのことを理解していないため何度も電話を切られてしまい、予約を行うことに大変苦労しました。

それが、差別と言えるのかどうかは分かりませんが、そういうことに対する理解をもっと皆さんに広めてほしいなと思っていますし、そういう背景も含めて、次の計画にかかしていただければと思います。

続いて資料2の施策No. 48の『知事記者会見の手話通訳者配置率』についてです。100パーセントの達成となっていて、本当にありがたく、皆様のご協力に感謝いたします。

ただ、ニュース番組で知事の記者会見が放送される際には、通訳者は映らないことから、テレビで放送する時も通訳者入りでやっていただければと思っています。

最後の質問ですが、今回資料に記載のある57項目以外の施策の件について伺います。

本日の会議資料にはありませんが、山梨障害児・障害者プラン2021の施策No. 51について、『市町村窓口などにおいて、手話通訳を提供する環境の整備を促進します』とありますが、本件の現状についてお伺いしたいのと、今後も引き続き続けていただきたいと思っています。

【用語解説】 電話リレーサービス：

聴覚や発話に困難のある人と、聴覚障害者等以外の人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービス。

(議長)

はい、3点ございましたが、事務局から回答をお願いします。

(障害福祉課)

最初にお話しいただいた電話リレーサービスの周知の件については、今回報告したプラン2021には記載の無いものでしたが、昨年度に御審議いただいたプラン2024策定の際に、同様の御意見をいただき施策として追記した経緯があり、プラン2024において取り組んでいきたいと考えております。

2点目のテレビ放送時に手話通訳者を映してほしいという件について、これは広聴広報グループという部署が担当であり、YouTubeに投稿している記者会見動画では、手話通訳者の方も映像に映るよう配慮しております。民放のテレビ局各社の対応状況については、総務省が示す「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づき字幕放送や手話放送等の普及に取り組んでいるものと承知しております。

最後に、市町村の窓口における手話通訳者の環境整備についてですが、そもそも手話通訳士の数がなかなか少ないというのが現状の課題としてあることから、手話通訳士の方の養成など県立聴覚障害者情報センターと一緒に取り組んでおります。この環境の整備についても引き続き次のプランでも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(委員)

ご説明ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひいたします。

(議長)

他に御意見等ございますか。

(委員)

まず、資料1の2ページ目、『5 障害児支援の提供体制の整備』のところで、放課後等デイサービスの事業所が増えたというところはとても評価をしているところです。

ただ、私たち、いわゆる市レベルでよく聞くのは、学校側も障害のある子どもを受け入れないとはっきり言いませんが、受け入れるのがやっぱり難しいところもあります。また、学校に行けない子どもや、支援学級の生徒などが1日中放課後等デイサービスを利用するという事例が増えているということを肌感覚で思っています。子どもは本来教育を受けるべき義務と権利があるはずで。

一方で国の方針はみんなが地域の学校に普通に通えることは一番望ましいという、いわゆるインクルージョンを推進している状況であり、理想と実態とが乖離している状況です。

本件について例えば市レベルで話をしても、これ以上の対応が難しく、こういった話は県レベルで議論した方が良く、といった意見が多数出てきていると思います。

そういうことを考えると、国が言うインクルージョンを目指して進む際、いわゆる学校に行けない子ども達についてどのように今後検討していくのかということ。それからもう1つは、放課後等デイサービスの事業所数が増えたから良いと単純に評価して良いのかどうかについて御意見を伺いたいと思っております。

(議長)

なかなか鋭い御意見で回答が難しいかもしれませんが、事務局いかがでしょうか。

(障害福祉課)

確かにおっしゃる通り、学校現場において本来通える子ども達が実際には通えていないという状況については、教育委員会とも連携を図っていきながら、学習できる環境を整える必要があるので、新しい計画においても引き続き教育委員会と連携しながら取り組んで参りたいと思います。

放課後等デイサービスの実際の見込み量とその供給というところについては、本資料は市町村の方で、需要に対してこれだけの受け入れ先がありますというところを見込み、それを集計したものを端的に示している資料なので、この表の示し方については、そのようなことをご理解いただければと思います。

(委員)

ありがとうございます。示し方についてのことではなく、データとしてこれしかないから隠れてしまっている数字があるので、それをどう表現していくかというのが今後のポイントだと思うので、是非そこはお願いしたいです。

例えば、普通の学校に通えない子どもはフリースクールみたいなところに通えばいいじゃないかという御意見もあります。

ところが、フリースクールに通えるだけの家庭環境にある子供もそもそも少ないですし、取りこぼされてしまう子どもというのが出てきてしまうわけですが、そのような事例はこういう数値に入ってこれないというか、見えてこないのではないかと思います。

本件については市町村レベルで考えるべきなのか、県のレベルで考えていくべきなのか、私たちが相談員として動くときに、どこに働きかけていいのかということをもう少し明確にしていっていただけると私たちも動きやすいのではないかと思います。その辺を少し教えていただけたらありがたいです。

(議長)

こういった問題は以前からあるかと思いますが、県と市の関係というのは単純なトップダウンによるものではなく、相互に話し合って進めていかなければ解決するのは難しいのではないのでしょうか。

(障害福祉課)

地域でのインクルージョンということに関しては、国の方針として、児童発達支援センターを市町村または圏域において1つ以上設置するということになっております。本県の場合、市町村単位での設置が難しいこともあり、圏域で1か所ということを目指してプラン2024の引き続き目標設定をさせていただいております。

2024年の報酬改定においても、児童発達支援センターの地域での中核的な役割というものが更に追加されており、地域におけるインクルージョンに関することも児童発達支援センターが役割を果たすということになっております。現在、既存の児童発達支援センターにおいてもそういった取り組みをしていただいております、児童発達支援センタ

一がない地域においては、新規の事業所の設立に向けて県と市町村と民間事業者様と連携して進めていきたいと考えております。

そこには当然教育委員会との連携も必要だと考えておりますので、引き続ききめ細かくお子さん達に対する対応もできればと思っております。

それから、放課後等デイサービスの数の評価ですが、おっしゃるとおり事業所数がどんどん増えていることについて多少懸念しております。新規の株式会社の参入なども増えていますので、事業所の実地指導等をきめ細かく取り組んでいき、お子さんに対する支援の質の確保も十分に図っていく必要があります。

(委員)

ありがとうございます。実は私、主任の相談支援専門員で、明日現任の研修がありません。

私の担当するケースにも同じような事例があって、多分この質問が来るだろうと思ったので、今日の話参考に、研修の際には県はこのようなことを頑張っているということ伝えていきたいと思っております。ありがとうございました。

(議長)

今回の報酬改定で色々なことが動くかと思いますが、そんな中で何か課題があるとかはまだ見えてこないですか。

(委員)

課題は本当にありまして、一番は福祉従事者の数の減少です。今お話ししたような子ども達に対しても本当にもっと寄り添って頑張りたいところですが、この職員になってくれる人がいなくて本当に困っています。

自立支援協議会の方で研修に参加する職員さんがいますが、その職員さん全てが現場に入れるかということではなく、誰かなくなった際の代わりに入るといった状況なので、根本的に数が一気に増える訳ではありません。

例えば、障害のある子どものことを考えて行きたいのに、背景には教育委員会との関わり難しさや、学校の壁の強さ等があり、気持ちが萎えてしまうという相談も実は多い状況です。どうやったらこの壁を越えられるのか、この仕事が魅力ある仕事にしていくためにはどうしたらいいのか、ということを実際に追求してるところですが、中々難しいところであり、報酬改定で頑張れば上がると言われても、その頑張りがとても大きいという問題があります。

(議長)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

(委員)

福祉サービスを利用せずに一般就労に行く障害者が多いという点について、以前にも質問したことがあります。その際には、県版ジョブコーチという制度がありそちらの方で対応している、というような回答をいただいたと思っております。

しかし、資料1の1ページ目の達成状況が80パーセント未満の施策一覧の箇所、項目No. 230の『県版障害者ジョブコーチの派遣回数』においては実績がとても少ない結果となっております。ということは、福祉サービスやジョブコーチ等を利用しなくとも一般就労した障害者が一定数存在し、その方たちはうまく定着していると考えていいのかなと思いますが、その反面適用できない障害者というのは結構いるのではないかなと思います。私も現在B型就労で働いていますが、一般就労は無理だなと思い始めています。そういった、それぞれのケースによって分けて考えていただくというか、支援を変えていくような対応を考えてもらいたいと思いました。

(障害福祉課)

御指摘いただいた、ジョブコーチの派遣回数が7回と低迷しているという件についてですが、このジョブコーチ事業の開始時点は障害福祉サービス、就労継続A・B、そして就労移行、就労定着といったものが地域に定着していなかったり、そもそも就労定着というものがなかったりという状況でした。現在では逆にこういった就労支援の事業が増えてきたことで、このジョブコーチの事業の利用率が減ってきたと認識しております。

また、障害福祉サービス以外にもハローワークや障害者職業センター、就業生活支援センター等の支援も充実してきていると思っております。ハローワークを通じた就職件数について平成26年では579名だったのが、今では807名まで増えているということもありますので、こうした状況になっているのではないかなと思っております。

(議長)

いかがでしょうか。

(委員)

支援を受けなくても頑張ることができるという人たちが、本当に頑張れているのかということと、頑張れないという人たちが分かれてきているのだったら、そういう状況はどうなのか、ということを感じました。ありがとうございました。

(議長)

はい、ありがとうございました。その他ございますか。

(委員)

資料1の3ページ右下の『居住系サービス』と、5ページ左下の『精神障害者に対する支援』を見ると、グループホームの利用がすごく増えており、利用できる人や、事業者が増えているということを好ましく思います。しかし、全国的には虐待についての問題もあるので、是非サービスの質の向上をお願いしたいという意見を申しあげます。

また、3ページ右下の『居住系サービス』の⑩に「自立生活援助については、サービスを提供できる事業所が少ない」という記載がありますが、その事業者の数がいくつかということをお伺いします。もし、以前お送りいただいたこの『障害福祉サービスのご案内』を見て分かるのであれば、該当箇所を御教授ください。

それともう1点、実際、グループホームを利用する方が増えていますが、自立生活援助

の方は少なく、精神病院を退院した時にグループホームに行かれる方は良いですが、アパート等で一人暮らしを希望する方もいらっしゃるのでは、是非自立生活援助についても力を入れていただけたらと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。この辺は報酬改定にも関わってくるかと思いますが、自立生活援助について事業者がやりやすくなったかと承知しています。

(障害福祉課)

自立生活援助の報酬改定の件についてはそこまで承知してないので、また改めて確認させていただきたいと思います。

御質問いただいた自立生活援助の事業所数について、本日の会議資料にはありませんが、おっしゃっていただいた『障害福祉サービスのご案内』に記載しております。なお、こちらは県の障害福祉課のホームページにも掲載しております。こちらの資料の34ページに自立生活援助を提供しているサービス事業所を掲載しております。

その次のページからは共同生活援助のグループホームの一覧が掲載されておりますが、見ていただければ共同生活援助と比較して自立生活援助の数が少ないということは一目瞭然として、本件について何かしら対応を行わねばならないことは認識しております。

精神科病院や、地域の自立支援協議会、それから特に精神の領域で共同生活援助等を提供している事業者の方にも、必要な数等の情報を共有しながら必要なサービスが提供できるように、今後働きがけを強化していければと思います。

(委員)

どうもありがとうございました。

(議長)

はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(委員)

この資料の2ページにある、『福祉施設入所者の地域生活への移行』について教えていただきたいです。先ほどの説明の中で、施設入所者数の削減については目標達成できたというお話だったと思いますが、地域生活移行者数の方は達成ができていないという箇所、地域に移行ができていない方たちは今どのような状況になっているのかと疑問に思いました。

それで、この達成状況の説明を読んだところ、やはりグループホームの整備を進めていくと記載しておりますが、在宅生活をするにあたって、先ほども「事業所がどのくらいあるのか」という質問がありましたが、例えば、重度支援をする事業所は本当に偏っていて、希望する時間帯には来てもらえないとか、そんな現状があったり、あとは、今年の医療介護保険の改定の中で、かなりヘルパー事業所の報酬が下がっているという事情があり、経営が難しくなり営業をやめてしまうという事業所も実際にはあるようです。

在宅生活のサービスを整えながら、施設を出てきた方々が在宅移行をするためにはど

のように支援が必要なのかという点について伺いたいと思いました。

(議長)

はい、いかがでしょうか。

(障害福祉課)

確かに、地域生活移行につきましては未達成の状況であります。今後、その要因を詳しく分析して、地域移行が進むように、必要な支援ができるのであれば、それを検討して参りたいと考えております。

今の段階で、これこれこういう理由とか、これこれこうしますということは、申し上げられません、今後必要な検討を進めていきます。

(委員)

あと追加で、例えば施設を出てきた方たちがどうしてるか、というところまでは調査ができていないのでしょうか。

(障害福祉課)

そこまではできていない状況です。

(議長)

このあたりは少し重要なところだと思いますので、我々も認識するポイントかなと思います。

今日は自立支援協議会の活動報告もあるので、時間も迫ってきているところですが、その他御意見はありますか。

(委員)

先ほどの資料1の項目No. 230について、別の委員のご意見をいただいたと思いますが、同じように達成率が低いのはどうしてなのか、大丈夫なのかと思っていました。

県版ジョブコーチに関しては、障害者であれば誰でも使えるという制度だと思いますが、聴覚障害者は中々利用できません。何故かと言うと、ジョブコーチの方々に手話通訳の資格を持つ人はおらず、聞こえない人についての理解が中々足りていないことから、頼みにくいという状況があります。

また、山梨県では、就労している聴覚障害者の支援ができる場所は山梨県聴覚障害者情報センターの1つだけで、そのワーカーに相談するという状況になっています。

このような制度があるということであれば、情報センターのワーカーともつなげていければと思っております。

なかなか聴覚障害者の人達には壁が多い状況になりますので、情報提供ということでさせていただきました。

(議長)

はい、ありがとうございます。これは情報提供という形で受け止めさせていただけれ

ばと思います。その他、御意見等ありますか。

(委員)

プランとは直接関係はありませんが、最近新聞等で報道されている、とある企業が運営するグループホームについて、不祥事により他県で指定が取り消しになり、連鎖的に全国にある同社のグループホームが指定を更新できないということになっています。

山梨県からも静岡県にあるそのグループホームにたくさんの方が入所されていることを伺っています。同事業所は山梨県のグループホームではありませんが、そちらに入所されている方たちの行き先について山梨県でもなんとかしなければいけないというふうな前から思っておりますが、その対策等について、障害福祉課の方で何か考えておられるのか伺いたいです。

(障害福祉課)

県としては、この場で具体的な数字を出さなくて申し訳ありませんが、県内各市町村と情報を共有して、どれくらいの利用者がいるのかというのを把握しております。

今回、この不正によって次回の更新ができないということになっております。ただ、更新まではまだ少し余裕ありますので、それを見据えて、各市町村とも協力しながら、どこにどうするのかということが必要に応じて検討していく必要があるのかと考えております。

今の段階では具体的にどうこうというのはまだしておりません。

(委員)

詳しいことは私も分かりませんが、あえて隣県の静岡県のグループホームに行かれたという方は、要するに県内で受け入れるところがなかったという状況が1番あると思います。どのような方が行っているのか相談支援の方に聞くと、やはりそう簡単に施設で受け入れることができないような方々が多いということ伺っています。

今後もし、そういった方々を山梨県内の施設あるいはグループホームで迎え入れることとなった場合、本腰を入れて事業者と考えると、グループホーム難民みたいなことになったり、不適切な支援を行う事業所で暮らさなければならないようなことになるかと思えます。

これは事業者にも責任があり、私も事業者としてすごく重く受け止めているので、更新まで時間があると言っても、根本的な何かを変えないと難しいと思っています。

私が所属する知的障害者協会も協力しますので、是非この問題は解決していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(障害福祉課)

御意見どうもありがとうございます。先ほど説明したとおり、正確な日付までは手元に資料がないのでこの場ではっきり申し上げられませんが、更新の時期が1番早い事業所で、令和9年と承知しています。

この後、自立支援協議会の大塚座長からの報告の中にもあると思いますが、県においても委員と同様に本件についての問題意識は持っており、昨年、自立支援協議会が強度

行動障害の方の支援に関わる部会を設置し、取り組みについて協議をしていただいております。

県としても協議会での意見等を踏まえて、中核人材を育成するため、昨年度から事業所にコンサルタントの先生を派遣して人材育成を進めています。

委員のおっしゃるように、県外事業所へ入所されるような方々は、県内で受け入れが可能な事業者や施設が見つからず、やむを得ず他県へ行かざるを得なかったような事例のことだと思っています。

今後は是非、知的障害者支援協会や、自立支援協議会の地域の方のお力もお借りしながら、移行先の確保を図れるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、今後の具体的な検討の際には是非ご協力をお願いいたします。

(議長)

その他、御意見等ありますか。

(委員)

そんなに難しいことではありませんが、2つほどお願いをしたいと思います。

まず1点目は、資料1の1ページ目の達成状況が80パーセント未満の施策一覧の箇所で、項目No. 25で差別に関する相談件数が16件と記載されています。障害者差別解消法の改正に伴い、これまで努力義務であった合理的配慮の提供が今年度より義務化され、そのことについて大勢の方々に周知していただいているなかで、県内での相談件数がこれほど少ないのは何故なのか疑問に思います。

また、地域の相談員についても、自分の市町村の周りに障壁や障害があるかということ、事前に店舗や企業等を回って調べるのも1つの方法ではないかと思っておりますが、その辺りはどのように指導なさってるのか、御教授願います。

もう1つは、本会議には直接関係ありませんが、重度障害者の窓口無料化に対する私の意見を申し上げます。

3年ほど前から県の方でスマートフォンによる電子決済のモデル事業を行っているかと伺っています。本件については対象となる医療機関は県立中央病院と山梨大学医学部附属病院の2病院、県内全市町村が対象ではなく、利用者も20～30人だと認識しておりますが、モデル事業としてやっていくには100～200人ぐらい参加者が必要であるように思います。

高齢者や障害者ではなかなかスマートフォンが使えなくて大変だという事情があるかと思っておりますが、参加者が少ない点も踏まえこの事業をどのように広げていくのか、今後の目標等について御教授ください。

(議長)

ありがとうございました。事務局回答をお願いします。

(障害福祉課)

私の方から差別の関係のお話をさせていただきたいと思っております。障害者差別地域相談員につきましては、年に3回研修を行っており、第1回目は既に実施済みです。第2回目

は、こちらから地域に赴きまして、地域の実情を聞きながら相談員の方たちと、こちらの推進員の方と話をし、地域ごとの悩み事や、どういった実情があったといったような研修を行って、3月に3回目の研修を行う予定です。

資料の「R5要因・評価」のところにも記載しておりますが、実際この数値は差別に関する数値だけで、別途生活相談や行政への苦情といったものを受けているというような話を伺っています。地域相談員制度については、現在県のホームページに掲載しており、今後は市町村の広報に記載いただく等、より周知活動を図っていく予定です。

また、本日御指摘いただいた件については秋の地域相談員の研修の際にも情報共有を行いたいと思います。

(障害福祉課)

続いて重度医療の関係についてお答えします。委員がおっしゃったように、スマートフォンによる電子決済事業というのは、窓口無料化を行うことで発生する国民健康保険における国庫負担金のペナルティをなんとか無くして、障害のある方々が安心して医療を受けられる体制を作りたいというところから、かかりつけ連携手帳を活用した新たな仕組みを何かできないかという検討を行い、現在試行的に実施をしているものです。

確かに医療機関においては県立中央病院と、山梨大学医学部附属病院の2箇所ですが、県内であれば、制限なくすべての市町村の方が参加可能となっております。

現時点では、あくまで試行的なものとしてやっていて、なんとかそれを制度として確立できるよう、国の方と協議を行えるよう準備を進めているところですので、対象者を少しずつ増やしつつ、対象となる医療機関を増やしていくように取り組んでいるところです。

重度の障害をお持ちの方が、支障なく安心して医療を受けられる体制を作りたいという思いでやっておりますので、ご理解いただければと思います。

補足として、委員の方から「利用者は20～30人」というお話がありましたが、実際には現在60人ほど参加者がいて、今後も増えていく見込みですので、そこは訂正させていただきます。

(委員)

ありがとうございます。色々と意見がありますが、1番良いのは国庫負担金のペナルティが無くなることだと思っています。全国的に厚労省の方に直接申し入れて、ペナルティをなくしてもらえれば、それで済むことですが、厚労省の方でもなかなかうんとは言わないと思っています。

実際、今年度から厚労省の方から18歳までの窓口無料化に対するペナルティが無くなるというお話を聞いていますが、子どもは良くて障害者は駄目という状況に対して、どうして重度障害者だけをいじめるといふか差別するのか、障害者差別解消法に引っかかるのではないかと私は思っています。

先ほど御回答いただいたとおり、モデル事業についても色々と試行錯誤しているようですが、できるだけ早い段階で、障害者の人たちが安心して医療を受けられるようにしていただきたいというのが私の意見です。ありがとうございました。

(議長)

はい、ありがとうございます。その他ございますか。

(委員)

先ほど、別の委員からお話しがあった事業者の不祥事に関する内容と似ておりますが、言わせてください。

9月1日に地域防災訓練がありますが、私たちは地域の防災訓練に障害者が参加する試みというのを毎年やっています。

今年は大きくテーマを変えて、新しくできたグループホームの方々と地域の皆さんと一緒に防災訓練をするという試みをしようかなと思っています。

というのは、今まではどちらかと言うと地域の皆さんが障害者を助けるという場でしたが、それだけだとやはり広がらないので、昨年からそこに利用者さんである障害者の皆さんが地域の皆さんを助け出すような内容にして、それをグループホームと一緒にできませんかということで進めてきました。

そして先日、グループホームと地域との話し合いがようやくできて、実施ができる見込みになりましたが、その際に先ほどのグループホームの話が出てきて、もしこのグループホームが火災とか地震で潰れてしまったら、入居する方々の行方は誰が保護するんだろうかという質問が出ました。

要は、地域の方からすると、言い方が悪いですが行き先がない障害者がうろうろされても困るということです。

施設の利用者さんだけでなく、地域の皆さんも安心できるような形を示してもらいたいという気持ちを地域住民の方も持っていると思います。やはりこういうことが整理できなければ、先ほどお話しに上がった退院促進についても、自分が退院する時に地域でどんな生活ができるか、どのように地域で大事にされる人間になるかというのが具体化されない限り、なかなか1歩踏み出せないのではないかと思います。

回答については先ほどのお話でいただいているので結構ですが、是非またこの後のことを検討していただけたらと思います。

(議長)

ありがとうございました。御意見として受け賜りたいと思います。

それではまだ何かおっしゃりたい方もあるかと思いますが、定刻となりましたので審議を終了とさせていただきます。

本日はプラン2021の実績において進捗があまり良くなかった点について審議いただきました。

事務局においては、いただいた御意見をプラン2024に繋げられるよう、計画の推進についてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、第2議題であります「令和5年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について」の説明をお願いします。

(2) 報告事項「令和5年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について」

議題について、資料3により、同協議会の座長から報告があった。

(議長)

大塚座長には、引き続き障害者自転協議会の運営について ご協力いただきますようお願い申し上げます。次に、議事3「その他」でございますが、本日の議題に関連して、委員の皆様から、これは言っておきたいというようなことはございますか。

(委員)

時間も迫っていますので簡単にお話しさせていただきますが、今お配りしている資料にあるように、10月5日に、山梨県立大学の飯田キャンパスをお借りして精神障害者家族会のブロック大会があります。

構成として第1部、第2部に分かれており、第1部は、基調講演ということで、兵庫県の豊岡保健福祉事務所長をお招きし、自立に向けた地域移行、住宅支援の取り組みについてのお話しをしていただきます。

第2部のシンポジウムについては、テーマとして、「地域で、誰もが自分らしく当たり前」ということで、社会福祉士等の5名の方にシンポジウムになっていただき、山梨県内での実際の活動や支援状況等についてお話しいただくという内容です。

資料下の「共催」のところにあるとおり、本大会は山梨県立大学人間福祉学部福祉・教育実践センターとの共催ということで、大学には大変色々お世話になっており、このチラシの制作や、当日の司会進行についても学生さんをお願いしております。

関心のある方は是非参加していただければと思います。よろしく申し上げます。

(議長)

はい、ありがとうございます。学生の事にも触れていただきありがとうございます。

これで議事を一旦閉じたいと思います。

進行を事務局に返したいと思います、よろしく申し上げます。

(司会)

柳田会長におかれましては、長時間にわたり議事進行、大変ありがとうございました。

3 その他の概要

(司会)

それでは、次第の「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

(司会)

その他、事務局から何かありますか。

(事務局)

本日はありがとうございました。この山梨県障害者施策推進協議会の委員の皆様におかれましては、令和4年11月1日の委員就任以来、本協議会の委員といたしまして障害者施策推進に多大なご尽力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

現在の委員の任期が本年の10月31日までとなっております、この協議会におきます会議というのは、実施する本日が最後ということでございます。

会議の冒頭に部長が申し上げましたが、昨年度策定した新しい障害障害者プランについて、今後3年間の障害施策の推進にあたっての基本指針となるものでありまして、この策定に多大なるご意見をいただきましたことを改めて感謝を申し上げます。

今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜ればと思っております。2年間、本当にどうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、今年度、第1回山梨県障害者施策推進協議会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。